

二扇一本の時は如常、又一つ、みとは十本の事にて候、それをば、うつくしくた、みたる、うすやうの重ねたるにてつ、み、金銀の水引にてからげて引合だんしにもするら候。○中略

一繪を進上の時、長き繪をば横に盆にする申べし、繪のおもての方御前へ向可申候、然ば外題は御前の左たるべし、持參申者の右へ外題あるべし、又繪を盆に豎にする申べし、然ば外題の方、我かたへなし、可有持參候、二幅、三ぶくの時、同前。○中略

一金襦、段子など進上に仕る時は、記録に有之ごとく古く候とも唐包可然候、あまりにそこね候は、上を引合にて包み水引にて可結候、五端十端とも進上候時は、一端づ、せん香などつ、む様にして、それをもとゆひのふときほどに、二すぢ紅にして、總を結て盆にするらるべし、むかしの段子は卷候はでた、みたるにて候、今は一どんすにて候間、一端づ、包て總結をして可然候、總結は兩わたるべし、一端づ、はかたわなたるべし、

一唐糸三斤、或は五斤など進上候時は、ねぢたるかたを下になし、豎に盆にもする候へば、ねぢたるかたふつさりとして見だてよく候、一斤などにて候へば、如常横にもするらる候、

〔武雜記補註〕唐包とは、金襦段子は唐より渡る也、から包は唐にて包みたる也、唐紙にて包みて、青き印、赤き印などするたる紙也、

〔貞丈雜記九進物〕二進物の小袖の下とづる事、豊記抄に云、小袖、そでの下とち候事、數餘多候時の事に候、御成之次第に云、御練貫五重袖のしたをとち、五重を又總をとち候て、だんしを廣ぶたにすべ、其上に練貫を置いて、紙の切目御前になすべし云々、時も同前なり、小袖の袖下をとづるに、男女の替りあり、男の方は片かぎ、女の方は諸かぎ也、ともにふさを付る也、女房故實條々に見たり、〔貞丈雜記九進物〕一進物を紙に包む折形、いにしへは城殿といふ職人のする業也、今も京都に城殿なり、其末流庭訓往來に、城殿扇とあり、城殿ガ扇名物なりし也、城殿は色々のかざり物をする者にて